

◎淀川右岸水防事務組合表彰規則

制 定 平成27. 8. 31 規則5

(趣 旨)

第1条 淀川右岸水防事務組合（以下「組合」という。）の表彰については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(表彰事由)

第2条 表彰は、当組合に対し、水防活動及び水防事業に著しく功績のあった一般市民、団体、民間事業者に対して行う。

(表彰を行う者)

第3条 管理者は、前条の者に対して顕彰し又は感謝の意を伝える。

(被表彰者の選考)

第4条 被表彰者の選考については、別に定める「淀川右岸水防事務組合表彰審査会」の議を経て実施する。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、表彰状又は感謝状を授与して行い、組合ホームページ等に掲載してこれを公表する。

2 表彰には記念品を授与することができる。

(欠格事由)

第6条 表彰を受けるべき者が、次のいずれかに該当するときは表彰を行わない。

- (1) 刑事事件に関して、現に起訴されている者又は罰金以上の刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く）であるとき
- (2) 破産者であるとき
- (3) その他表彰を行うことが不相当と認められる者であるとき

(実施細目)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は別に管理者が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成27年9月1日から施行する。